

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

(1) 当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨を、東海北陸厚生局静岡事務所に届出を行っています。

(2) 初診料及び再診料

コンタクトレンズの着用を目的としている方で、当院で初診になる場合は、初診料 291 点、再診の場合は再診料 75 点に医療情報取得加算（初診時 1 点又は 3 点・再診時 1 点又は 2 点）、外来・在宅ベースアップ評価料（初診時 10 点・再診時 2 点）、医療 DX 推進体制加算（初診時 8 点）を算定いたします。

(3) コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼化学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼化学的検査料で算定する場合があります。

上記につきご不明点をご相談ください。

(4) コンタクトレンズの診察を行う医師の氏名

小島 啓彰 眼科診療経験：33 年（令和 8 年 4 月 1 日現在）

令和 8 年 6 月 1 日

浜名病院

コンタクトレンズ検査料

施設基準揭示物